

☆学校施設開放 団体登録のご案内☆

1. 登録要件（以下の要件を全て満たす団体）

- (1) 主としてスポーツ、文化活動、地域活動等を目的とした団体であること。
- (2) 区内在住者・在勤者で構成された10名以上の団体であること。
※学校施設は、区内在住者・在勤者以外の使用はできません。
- (3) 代表者及び副代表者が18歳以上の区内在住者であること。
- (4) 営利を目的としない活動であること。
- (5) 高校生及び大学生のサークル活動を目的とした団体でないこと。
- (6) 反社会的勢力の団体でないこと。
- (7) 公序良俗に反する活動を目的とした団体でないこと。
- (8) 宗教上の組織又は宗教活動を目的とした団体でないこと。

2. 申請方法

- ◆受付場所：教育委員会事務局 地域教育力推進課（区役所北館6階⑩窓口）
☎：3579-2619 FAX：3579-2635
- ◆受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時
- ◆申請できる方：団体の代表者または副代表者

（裏面もご覧ください）

3. 申請に必要な提出書類

① 「板橋区立学校施設使用団体登録申請書」

② 「団体構成員名簿」(全員分)

i 構成員名簿に全員分をご記載ください。区内在勤の方は、在勤証明付き名簿をご用意ください。

ii 区立小中学生は、構成員名簿の住所欄に学校名、年齢欄に学年を記入してください。
電話番号欄の記載は省略することができます。

※PTA団体は、氏名欄に子どもの名前・年齢欄に学年(複数人、在学している場合は一番上の学年のお子さん)を追記してください。

※障害者手帳をお持ちの方はコピーを提出してください。

③ 「代表・副代表者の住所・氏名・年齢が確認できる本人確認書類」

i 申請の時点で有効な運転免許証・健康保険証等、官公署発行のもの(コピー可)。

ii 健康保険証は、住所が記載されている面もコピーしてください。

iii 本人確認書類は、手続き終了後、破棄します。

④ 「会則」(コピー可)

⑤ 「学校施設使用にかかる誓約書」【1部】

※署名欄は必ず団体の代表者の方が自署してください。

※誓約書内容を確認していただき、団体の構成員全員に周知徹底させてください。

団体内で費用を徴収しているのであれば、上記に追加して、以下が必要です。

⑥ 前年度の会計報告書(実績がない場合は予算書)

4. その他

◆登録申請後(不備等がない場合)、団体に「学校施設使用団体登録証」を後日送付します。この登録証は学校施設の使用申請、鍵等の借用時、使用日当日及び登録内容の変更手続きの際に必ずご持参ください。

◆更新手続き後、代表者・副代表者又は団体構成員の変更があった場合は、必ず教育委員会に届出をしてください。届出の際は、成人の構成員が登録証をお持ちの上、手続きしてください。

※中学生以下が所属する団体・PTA 団体につきましては、毎年、子どもの学年や構成員が変わるため年度毎に、団体構成員名簿を提出してください。

◆登録の有効期間は、登録日から3年間です。次回更新手続きは、有効期間の2か月前から受付します。